

役員報酬規程

（趣旨）

第1条 この規程は、定款第17条第1項で定める常勤の理事の報酬の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「常勤役員」とは、常時、本会の会務に従事する役員とする。

（報酬額）

第3条 常勤の理事の年報酬額は、別途会長が定める額とする。

2 常勤役員の報酬は、基本給、通勤手当、及び特別手当とする。

（報酬の支給日及び特別手当）

第4条 常勤役員の報酬の支給については、別に定める社団法人日本農業法人協会の職員給与規程に準ずるものとする。

（実施細則）

第5条 その他この規定の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月4日から適用する。

附 則

この改定は、平成21年2月12日から適用する。

(別 添)

役員報酬規程第3条第1項の「別途会長が定める額」について

当協会では、常勤役員の報酬については次のとおりとする。

専務理事 年額180万円

常務理事 支給しない

制 定：平成18年3月2日